

質疑応答書

業務名：厚別区役所で使用する電力（一般競争入札）

質問	質問内容	回答
①	自家発補給電力の契約も含まれるか？	自家発補給電力の契約は含まれません。
②	入札書に記載する日付は作成日でしょうか？	作成日で問題ありません。
③	供給施設内に入居している企業がある場合でも、個別に請求書を発行できない（1施設：1供給地点番号につき請求書1枚）が問題ないか？	問題ありません。
④	契約期間中に、電力契約に影響するような工事予定はあるか？（建替や増築、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等）	予定はありません。
⑤	一般配送事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただけるか？	契約書第 12 条第 1 項により、協議に応じます。
⑥	契約書第 5 条（権利義務の譲渡等）について、以下の条文の追記が可能か？ 「信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない」	契約条項の変更は致しません。契約条項第 5 条（権利義務の譲渡等）に基づき、協議の上決定いたします。
⑦	契約書第 9 条（計量及び検査）について、以下の条文の追記が可能か？ 「計量は毎月午前 0：00 に行う。」	契約条項の変更は致しません。契約条項第 9 条に基づき、協議の上決定いたします。
⑧	契約保証金免除に係る札幌市契約規則第 25 条 (3)「規模を同じくする契約」とはどのような判断基準か？ また、証明に係る提出資料については、機密保持にかかる部分を黒塗りにして提出することは可能か？	施設規模や電力使用量等を総合的に勘案させていただき、契約履行の確実性を判断させていただきます。 提出資料について、機密事項を黒塗りにして提出することは可能です。

⑨	電気料金の振込は、一括か分割のどちらになるか？	契約書第 10 条、第 11 条に基づき、毎月の支払となります。
⑩	契約書について「検針日から 30 日以内に支払わなければならない」と追記することは可能か？	契約条項の変更は致しませんが、協議に応じます。
⑪	請求書の支払期限を「月末日」としてもよろしいか？また、月末までの支払いが難しい場合に連絡はもらえるか？	検針日及び請求書の受領日等にもよるため、協議に応じます。
⑫	契約保証金免除について、現在履行中の 3 年契約の案件も、免除を判断する契約等に該当するか。また、それ以外で履行した実績があるもの及びこれから履行する予定の案件（それぞれ、厚別区役所の予定数量の 4 倍弱～150 分の 1 程度）も対象となるか？	対象となる可能性が高いです。別途、施設規模や電力使用量等を総合的に勘案させていただき、契約履行の確実性を判断させていただきます。
⑬	契約保証金免除の判断は、落札後に行われるか？	落札者が決定したのちに行います。
⑭	自動検針装置にかかる記載がないが、設置はあるか？	設置しています。
⑮	仕様書別紙において、休日に 12 月 29 日との記載があるが含まないことはできるか？	大変申し訳ございませんが、誤記であるため含まれません。
⑯	現在厚別区役所に電力を供給している事業者はどこか？また、当該事業者と事前に協議を行う必要はあるか？	現供給者は(株)F-Power です。事前に協議する事項はありません。
⑰	入札書以外の審査等に必要な書類について、別途事前に送付することは可能か？	可能です。

《担当》

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係

TEL 011-895-2419 FAX 011-895-5930